# 2021 Saikaimizuki Report

# 西海みずき信用組合の状況





## ごあいさつ ーー

みなさまには、日頃より格別のご愛顧、お引き立てを賜り、心から御礼申し上げます。 このたび、2021年版ディスクローズ誌を発刊いたしました。本誌により「西海みずき信用組合」につきましてご理解を深めていただければ幸いです。

さて、西海みずき信用組合は、2018年1月29日、佐世保中央信用組合と長崎県民信用組合が対等の立場で合併し発足いたしました。その後3年半、信用組合の理念である相互扶助の精神に基づき、地元の中小企業や小規模事業者、個人のみなさまへの円滑な資金供給はもちろん、地域のお役に立つためできることはなんでも取り組もうという意気込みで、役職員一同、努力してまいりました。



その結果、組合員のみなさまによる金融サービスのご利用は拡大しており、2020年度末の融資残高は310億円となり、前年比+60億円(増加率24%)と大きく増加いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたみなさまの支援(「さきめし」、「させぼタク配」、「佐世保まちの学食」等)や、高校生・大学生とコラボした地域活性化などに取り組みましたが、これにも多くの方々から暖かいご声援をいただきました。

私どもは、個々のスキルも組織力もまだまだ未熟でございますが、2021年度も「お客さま=組合員」のご発展ご繁栄を祈念し、敷居の低い、カジュアルなサービスを一所懸命に提供してまいります。また、役職員一人一人が地域の盛り立て役であることを自覚し、常に明るく前向きに行動します。組合員や市民のみなさまに笑顔で話しかけ、よき聞き役となります。事業者のみなさまの積極的な事業展開を後押しし、家計のピンチを救い、豊かで安定的な生活に貢献します。

また私どもは、地域の持続的成長を実現することを目標に掲げ、昨年8月に設立した地域振興室を中心に、 地域の素晴らしさや魅力を地元の方々に再認識いただき、自信を持って全国・全世界に発信し、多様な人 財をこの地域に呼び寄せるといった活動に、有志のみなさまとの連携の輪を広げつつ取り組んで参りたい と考えております。

2021年度も西海みずき信用組合をどうぞよろしくお願いいたします。

会和3年7月

# 

## 次 あゆみ ---概要、経営理念、経営方針 -組織図、役員一覧 ——— 第61期(令和2年度)経営環境・事業概況 -総代会等に関する情報開示 — リスク管理体制 ―― リレーションシップバンキングについて ― 個人情報保護宣言·利益相反管理方針 ——— 顧客保護等管理方針、反社会的勢力に対する基本方針 —— コンプライアンス(法令等遵守)体制、 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 業 績 -----店舗・営業地区一覧、主要な事業の内容、手数料一覧 ― 開示項目一覧 -

## あ ゆ み (旧佐世保中央信用組合)

昭和35年6月 佐世保中央信用組合として佐世保市京坪町に創立

> 7月 開業 白濱 仁吉 理事長に就任(初代)

平成29年 4月 長崎県民信用組合との合併に係る基本協定書を締結

> 5月 長崎県民信用組合と合併契約書に調印

## **あ ゆ み**(西海みずき信用組合)

平成30年 1月 「西海みずき信用組合 |発足

陣内 純英 理事長に就任

合併記念定期預金「みずき」発売

3月 経営効率化(職員数約60名、6店舗1出張所の体制に)

4月 経営革新等支援機関に認定

11月 日本政策金融公庫との協調融資商品「1000万馬力」発売開始

令和元年7月 営業区域を長崎県内全域へ拡大

> 11月 本店と中央営業部を統合し、佐世保市松川町(本部1階)へ

> > 移転開業

大村出張所を大村支店へ昇格

令和2年11月 移動店舗車「みずきGO|運用開始

#### 概 要

名 称 / 西海みずき信用組合

在 地 / 長崎県佐世保市松川町1番19号 所

立 / 昭和35年(1960年)6月21日 創

出 資 金 / 1,665百万円(優先出資含む)

舗数/6店舗 店

職 員 数 / 61人

組合員数 / 55,375人

預 金 残 高 / 35,183百万円

貸出金残高 / 31,058百万円

令和3年3月31日現在

## 経営理念、経営方針

#### 経営理念

地域に必要とされる金融機関を目指し、地域の皆様の豊かなくらしづ くりと地域社会の発展に貢献します。

#### 経営方針

- ◎地域の皆様とのつながりを大事にします。
- ◎地域の皆様の信頼を受け、役に立ち、喜ばれる信用組合を目指します。

事

- ◎金融サービスの向上に努め、地域の繁栄に貢献します。
- ◎健全経営に徹します。
- ◎活力ある人財の育成と、働きがいのある職場を創ります。

理

理

## あゆみ(旧長崎県民信用組合)

佐世保市信用組合として佐世保市下京町に創立 昭和29年3月

昭和32年5月 小村 勇 理事長に就任(第二代) 昭和56年8月 「長崎県民信用組合」に名称を変更

平成29年 4月 佐世保中央信用組合との合併に係る基本協定書を締結

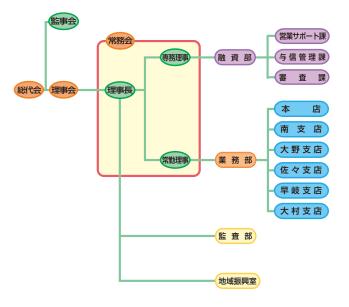
> 佐世保中央信用組合との合併契約書に調印 5月



令和2年11月に運用を開始した移動店舗車「みずきGO」

## 組織図

令和3年7月1日現在



## 役員一覧

陣 理事長 内 純 英 野  $\blacksquare$ 敬一郎 専務理事 常勤理事 森 誠 治

太

末

 $\blacksquare$ 和

 $\blacksquare$ 也(※) 理 末竹 健 志(\*)

監 福 毛 事 / 弘

監 事 長谷川 功

監 事 松 尾 真 也 監 事 若 宮 達 昌

令和3年7月1日現在

## 第61期(令和2年度)経営環境・事業概況

## 一般情勢

最近の日本経済の動向を見ると、新型コロナウィルス感染症の影響から厳しい状況にある中、海外経済の改善もあって持ち直しの動きが続いています。先行きについては、ワクチン接種など感染拡大の防止策が講じられることで、社会経済活動が徐々に活発化することが期待されますが、感染再拡大のリスクもあり、予断は許されない状況にあります。

長崎県内の景気も、全体として緩やかな持ち直しが続いていますが、飲食・宿泊・観光などを中心に新型コロナウイルスの感染動向によって売上げが左右される不安定な状況が続いています。このような状況の中、融資の返済猶予等を希望する事業者が増加しつつあります。

こうした中、当組合では、中小企業、小規模事業者、生活者の皆様との日々のコミュニケーションを大切にし、適時・適切かつ円滑な資金供給、外部専門家とも連携した課題解決のためのご支援、組合員相互のビジネスマッチングなどに取り組んで参りました。

今年度も、役職員一同切磋琢磨し、信用組合の特徴を活かした人間味豊かなサービスに一層磨きをかけ、「地域のための」、「地域の人による」、「地域の」金融機関として組合員の皆様の幸せと地域の発展に貢献していく所存です。

## 預 金

預金残高につきましては、定期預金「笑顔」の発売や公金預金の受入れ等により、対前期末比で30億23百万円増加し、351億83百万円となりました。

## 貸出金

貸出金残高につきましては、コロナ禍における中小事業者の資金繰り支援としてのコロナ関連融資(いわゆるゼロゼロ融資)の積極的な取組みや、宅地開発など不動産関連の資金の取組みにより、対前期末比で60億72百万円増加し、310億58百万円となりました。

## 組合員・出資金

組合員数につきましては、死亡や県外転出による脱退、自由脱退などにより458人減少し、55,375人になっております。

出資金につきましては、普通出資金が組合員数の減少と同様の理由により52百万円減少し、11億65百万円となっております。優先出資を含めた出資金総額は16億65百万円となっております。

## 当期利益·配当·自己資本

本年度の当期利益につきましては、経費削減などにより、1億60百万円を計上することができました。 その結果、昨年度に引き続き出資配当金(1%)を実施することができました。

なお自己資本比率につきましては、貸出金残高の増加により自己資本比率算出の際の分母が増加したことが影響し、前年度末8.99%から8.55%へ下落する結果となりましたが、これは国内基準である4%を大幅に上回っています。

## 総代会等に関する情報開示

## 総代会の仕組みと機能について

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人一人の意見を尊重し、金融活動を通じて経済的地位 の向上を図ることを目的とした協同組合組織の金融機関です。その意見は出資口数に関係なく、組合員一人一票の議決 権を持ち、総会を通じて組合の経営に反映することとなります。当組合の組合員数は5万名余と、総会の開催は事実上 不可能なことから、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて法令に基づく"総代会" 制度を採用しております。総代会は、総会と同様に組合員一人一人の意見が組合の経営に反映されるよう、組合員の中 から選出された総代で構成・運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、 当組合の最高意思決定機関であり、決算、定款変更、取引業務の決定、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関 する審議、決議が行われます。

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及 び総代選挙規定に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

総代会の開催につきましては、毎年6月に通常総代会を、また必要に応じて臨時総代会を開催します。

## 第61期通常総代会の決議事項

第1号議案:第61期事業報告並びに監査報告承認の件

第2号議案:第61期剰余金処分案承認の件

第3号議案:第62期事業計画並びに収支予算案承認の件

第4号議案:借入金の最高限度額承認の件

第5号議案:組合員除名の件 第6号議案:定款変更の件 第7号議案:理事改選の件

本年6月24日に開催しました「第61期通常総代会」に つきましては、昨年に引き続き新型コロナウイルスの感染 拡大防止の観点から規模を縮小して開催いたしました。

上記の決議事項については、それぞれ原案のとおり承認 可決されました。

## 総代の任期と定数

1. 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、 総代選挙規程に則り、自ら立候補された方もし くは組合員10人以上から推薦された方の中か ら、公平に選挙を行い選出されます。

2. 総代の定数

総代の定数は100人以上120人以内としてお ります。

幸

理

由 典

和

3. 総代の任期

総代の任期は定款で3年としております。

松  $\blacksquare$ 浩

朏

宮 原 公 <u>Ψ</u>

望 月 健 吉

森

## 当組合総代のご紹介

有限会社岡佛檀店

合資会社古賀商店

総代総数110人の氏名は下記の通りです。(令和3年6月末現在、敬称略、50音順)

青	木	雄プ	思	小	野		茂	佐	滕	隆	士	凸	村	浩	輝
*	*	*	*	杮	本	典	雄	修割	寺	恭	久	野	上		明
飯	塚	邦	雄	加	藤	政	子	城		邦	男	野	田	洋	市
石	井	正	剛	神	尾	正	武	白	濵	仁	啓	野	元	_	徳
石	Ш	正	助	神	谷	治	雄	新	堂	靖	彦	長名	川		正
石	田	正	孝	辛	島	理	_	杉	山	末	嗣	長名	川	タッ	グ子
板	井	智志	ま郎	木	竹	広	賢	芹	野	州	明	林	田	ひろ	ろみ
稲	沢	文	員	北	島	政	和	早	田	健	太	日	高	雅	之
今	井		薫	北	村	明	帝	外	間	広	志	百	武	和	子
今	井	貴	文	北	村	誠	吾	袁	田		勝	百	谷	完	治
岩	永	順	_	木	下	義	雄	袁	原	Ξ	郎	<del>\frac{\frac{1}{4}}{\frac{1}{4}}}</del>	瀬	俊	輔
内	Ш	明	彦	I	藤	仁	志	曽	和	輝	正	広	瀬	勝	也
浦	Ш	公	男	玉	松	保	彦	田	島	邦	夫	古	Ш	健	治
浦	Ш	達	也	黒	石	康	寛	田	代	博	之	堀		正	博
江		直	有	香	田	_	雄	田	中	憲	_	前	田	久	平
円	田		幹	古	賀	和	子	永	尾	髙	宣	増	田	貴	光
大	西	律	生	後	藤	雅	章	永	田	栄	作	舛	元	淳	子
大	庭	直	樹	小	林	健	治	中	野	隆	保	松	尾	譲	$\equiv$
畄		則	幸	小	村	智	美	永	見	敏	郎	松	﨑	善	介
奥	村	暢	浩	斉	藤	孝	雄	中	村	勝	美	松	下	和	徳
越	智	和	博	佐く	7木	茂	彦	南	里		章	松	田	信	哉



順

仁

木

Ш 将

山  $\blacksquare$ 和

Щ 本 敏

吉 野 英 樹

株式会社朝長自動車整備工場 有限会社ふかみ 長崎事務設備販売株式会社 株式会社堀内組 平戸建設株式会社 ライツ不動産株式会社

有限会社大野総合鑑定事務所 西海陶器株式会社 株式会社スエオカ 株式会社佐世保航海測器社 株式会社九十九紙源センター 有限会社下川商店 有限会社天神ボデー

## リスク管理体制

## リスク管理に対する基本方針とリスク管理体制

金融の自由化や国際化等の進展により金融機関業務はますます多様化・複雑化し、それに伴い様々なリスクが拡大・ 顕在化してきております。当組合では自己責任原則に基づいた健全経営を実現するためにリスク管理が最重要経営 課題のひとつであると認識し、総合的なリスク管理体制の充実に努めております。

更なるリスク管理体制の充実を目指し、常務会において以下に述べるリスクが経営に及ぼす影響を分析するなど、 リスク管理の強化に努めております。

## 信用リスク管理と審査体制

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当組合の資産 の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことです。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最も重要なリスクであると認識の上、安全性、収益性、成長性、流動性、公共性の5原則に則った厳正な与信判断を行っています。

信用リスクの評価は、事業性資金・消費性資金の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、 業種別、更には与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先の管理などからの分析に注力しております。

当組合では、信用リスクを計測するため、与信金額、貸倒実績率等の データを整備し、信用リスク管理に活用しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。更に経営陣において、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しております。以上のような相互牽制機能、経営陣による審議に加え、与信監査部門が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理体制を構築しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当の計上基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額に貸倒実績率を乗じて算出しております。また個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先ともに、担保等を除いた未保全額に貸倒実績率(実質破綻先及び破綻先の場合は100%)を乗じて算出しております。

なお、自己査定の結果については監査部や監事の監査・指導を受けるなど、貸倒引当金の適正な計上に努めております。

## 市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利や為替相場、債券・株式相場の変動により保有する資産の価値が変動し、損失が発生するリスクのことです。

当組合が保有する資産価値の変動に関しては、保有する有価証券 の時価の変動を業務部において定期的に把握し、特に時価の変動の 大きい場合は理事会及び常務会へ報告し対応策を検討する体制とし ております。

なお、保有する有価証券についてはリスク・リミット、ポジション 枠を理事会で定めており、リスク・リミットに抵触、もしくはポジション枠を超過した場合は常務会に報告し対応策を検討する体制として おります。

## 流動性リスク管理

流動性リスクとは、市場からの調達能力の低下、流動性確保不足等により必要な資金が確保できないリスクや、市場の混乱等により市場取引が円滑にできず、それに伴って損失が発生するリスクのことです。

当組合の資金繰り管理については、市場動向に注視しつつ関係各部と営業店間の連絡を密にし、日次、月次での資金動向の把握に努めております。また、危機管理対策として、万一の資金逼迫時を想定し緊急事態にも金融市場でいつでも資金調達ができる体制を整えております。

## オペレーショナルリスク管理(事務リスク、システムリスク)

オペレーショナルリスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当組合では組織体制、管理の仕組みを整備するととも に、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

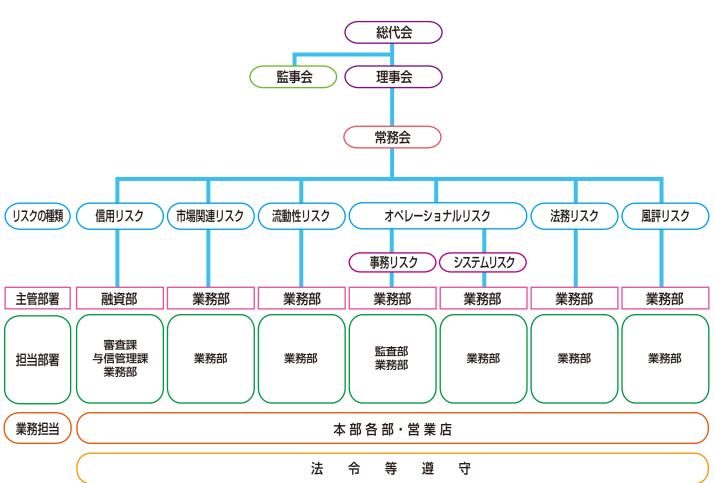
システムリスクについては、管理すべきリスクの所在、種類などを明確にし、定期的な点検検査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めております。

現状、一連のオペレーショナルリスクに関連するリスクの状況については、業務部と監査部門にて定期的に協議検討を行うとともに、 必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

## リスク管理体制と当組合の担当部署

令和3年7月1日現在



## リレーションシップバンキングについて

## 地域密着型金融の取組みに対する進捗状況

当組合は地域金融機関としての機能の向上を目指して地域密着型金融の推進に取組んでまいりました。 今後も地域密着型金融が信用組合の営業そのものであるとの認識のもと、お客さまから信頼される地域金融機関 としての使命を果たしてまいります。

当組合は以下の3点を重要事項として取組んでまいりました。

- 1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化
- 2. 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
- 3. 地域の情報収集を活用した持続可能な地域経済への貢献

#### ●中小企業の経営改善支援の取組み

貸付条件の変更等の申込みに対する方針

- I. 中小企業者の既往の債務に係る貸付条件の変更等申込み・相談に対する対応について 当組合に対して事業資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者のお客様が、業績不振による倒産・廃業、 受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響等によりご返済が困難となった場合には、当 組合の本店、各営業店の貸付担当者において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じております。
- II. 既往の住宅ローン取引に係る貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応について 当組合に対して住宅資金の貸付けに係る債務を有する住宅資金借入者のお客様が、勤務先の倒産による解 雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減 少による減収など、勤務先等の事情により返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の貸付担 当者において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じております。
- Ⅲ.貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応状況を把握するための態勢整備について
- (1) 当組合は、お客さまからの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、お客様の実態を十分に 踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、融資部に貸付条件の変更等に係る情報を集約し、貸付条件の変 更等の適否を審査するとともに、その内容を記録、保存しております。
- (2)融資部において、お客様からの貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に対する対応状況を把握しております。また、関係各部署において、貸付条件の変更等の申込み・相談に係る情報の共有化に努めております。
- (3)各営業店において、貸付条件の変更等をしたお客さまの進捗状況や、貸付条件の変更等を行った後に、 経営改善努力を行っているお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めております。
- (4)上記(1)~(3)の態勢整備の進捗状況・問題点について、お客さまの利害が著しく阻害されるおそれがある事案等については、速やかに常務会に報告し、問題の解決、再発防止に努めております。
- Ⅳ. 他金融機関等との緊密な連携関係の構築について

当組合は、他の金融機関から借入を行っているお客さまから、貸付条件の変更等についてお申込み・ご相談があった場合には、お客様のご要望に基づき、情報共有の同意をいただいた上で守秘義務に留意しつつ、該当する金融機関、政府関係金融機関(日本政策金融公庫、商工組合中央金庫)、信用保証協会、住宅金融支援機構、地域経済活性化支援機構、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会等の間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めてまいります。

## V. お客様への説明態勢の充実について

当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。また、お客様のライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努めてまいります。

#### ●地域活性化につながる多様なサービスの提供

長崎県の経済は依然として厳しい状況であることから、当組合はクレジットやサラ金の利用者の中で返済意欲がある方の相談を受け、家計収支で弁済可能な方に借入の一本化を行う「おまとめローン」を推進しています。

## 地域貢献活動(令和2年度)

## ●地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、長崎県全域を営業地区とし、地元の中小事業者や生活者が組合員となって、お互いに助け合い、 発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織金融機関です。中小事業者や住民一 人一人の顔が見えるキメ細やかな取引を基本としており、常に顧客(組合員)の事業の発展や生活の質の向上 に貢献するため、組合員の利益を第一に考える事を活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、業務の中心である融資に加えて、地域振興のプロジェクトにも積極的に取り 組んでいます。

#### ○まちの学食

2020年6月5日 にスタートした「ま ちの学食」プロジェ クトは、地域の企業 や大人から寄付を集 め、スマホアプリを「



用いて佐世保市内の飲食店に配布し、新型コロナ禍 などで厳しい環境にある学生に無償でご飯を食べて もらう取り組みです。開始から1年間で、約2800 食の料理を学生に提供しました。



そうした活動の中で長 崎県立大学の学生有志が 運営のサポートに名乗り を上げ、同大学のボラン ティア部とも連携を取り、 農繁期の農家の支援やこ ども食堂のサポートなど

を実施しました。一連のプロジェクトを通じ、学生、 企業、地域住民の交流を活発化し、相互扶助の精神 あふれる魅力的な地域作りの一助となれるよう活動 を続けていきます。

#### ○えん卓プロジェクト

昨年7月の人吉球磨地方の豪雨災害で被害にあっ た飲食店支援のために、佐世保の飲食店有志の会と 始めた被災地支援プロジェクトです。

被災地域の食材を使った応援メニューを佐世保近 郊の飲食店が提供することで、継続的な支援を目指 していきます。料理代金の一部は寄付金として現地 の司厨士協会に送られ、飲食店支援に使われます。 各店舗レジ前での寄付箱などもあわせ、今までに約 80万円の寄付を行いました。

また取り組みを通じて、被災地域との交流が生ま

れており、コロナ禍 が沈静化した後には、 人吉球磨地方の山の 食材と長崎県の海の 食材を使った交流イ ベントなど新たな展 開も期待されていま す。



## ○地域学生との共同プロジェクト

前述のえん卓プ ロジェクトでは、 佐世保西高等学校 との共同プロジェ クトにも取り組み ました。「総合的 探究の時間しとい う授業の中で、球



磨中央高等学校の生徒へ応援のバレンタインスイー ツを作りプレゼントするプロジェクトを実施しまし た。パッケージのデザイン、製菓店の指導による菓 子製造、イベントの企画、商店街での販売などを学 生たち中心に実施し、当組合はコーディネートを行 いました。

これからも地域の教育機関と連携し、将来地域の 担い手となる学生や若者の健やかな学びと成長の環 境作りを、地域密着の金融機関として力を入れて支 援していきます。

#### ○佐世保キャリア・アカデミー

当組合の独自プロ ジェクトとして、地域 の中学生、高校生、大 学生を対象とした無償 のオンラインキャリア セミナーを今年の1月 よりスタート。地元出 身の身近な社会人の先 輩と学生の交流の場を



設け、多様な職種にふれる機会を作っています。今



会場:Zoom

までに大手IT企業、 大手自動車会社、 落語家など多様な 職業のゲストを招 きました。若者た ちの可能性と選択 の幅を広げられる ような定番プログ ラムとなれるよう 継続して実施して いきます。

## |個人情報保護宣言・利益相反管理方針

## 個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当組合では、個人情報保護宣言を当組合のホームページに掲載するとともに、各営業店の窓口に掲示しております。 個人情報保護宣言の詳細については下記の当組合のホームページにてご確認ください。

また当組合は、個人情報の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当組合の個人情報の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当組合業務部までご連絡ください。

## 利益相反管理方針

#### 1. お客様保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程(以下「法令等」といいます。)を遵守し、誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス(以下「商品等」といいます。)を利用しまたは利用しようとされる方(以下「お客様」といいます。)の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2. お客様の利益が不当に害されないための利益相反管理について

当組合は、当組合とお客様の間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等及び本基本方針に従い、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じ、適正に業務を遂行します。

3. 利益相反管理の対象となる取引(対象取引)と特定方法

利益相反とは、当組合とお客様の間、及び、当組合のお客様相互間において利益が相反する状況をいいます。 当組合では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引(以下「対象取引」といいます。)として、以下の①、②に該当するものを管理いたします。

- ① お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得、または損失を回避している状況が存在すること
- ② ①の状況がお客様との間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること

また、お客様との取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客様から頂いた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理統括者である業務部により、適切な特定を行います。

## 4. 利益相反取引の類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- (1) お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引
- (2) お客様に対する利益よりも優先して他のお客様の利益を重視する動機を有する状況の取引
- (3) お客様から入手した情報を不当に利用して当組合または他のお客様の利益を図る取引

#### 5. 利益相反管理体制

適正な利益相反管理の遂行のため、当組合に利益相反管理統括部署(業務部)を設置し、利益相反管理に係る当組合全体の情報を集約するとともに、対象取引の特定及び管理を一元的に行い、その記録を保存します。

対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせて講じることにより、利益相反管理を行います。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、組合内において周知・徹底するとともに、内部監査部門において監査を行い、その適切性及び有効性について定期的に検証いたします。

- (1) 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
- (3) 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
- (4) 対象取引に伴い、お客様の不利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法

#### 6. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となる会社の範囲は、ありません。

以上につき、ご不明な点がございましたら、当組合の各営業店のほか、下記のお問合せ窓口までご連絡ください。

【お問合せ窓口】

西海みずき信用組合 業務部 〒857-0804 佐世保市松川町1番19号 ☎ 0956-23-2111 FAX 0956-22-3451

(受付時間9:00~17:00 ただし、当組合の休業日を除く)

(URL) https://saikaimizuki.co.jp/

## 顧客保護等管理方針

## 顧客保護等管理方針

1. お客様保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規定(以下「法令等」といいます。)を遵守して誠実かつ公正な事業を遂行し、当組合の商品・サービス(以下「商品等」といいます。)を利用しまたは利用しようとされる方(以下「お客様」といいます。)の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2. お客様への説明について

当組合は、法令等を遵守して、お客様への説明を要するすべての商品等について、お客様の取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。

3. お客様からのご相談・苦情等の対処について

当組合は、お客様からのご相談、苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客様の正当な利益を公正に確保して、もって当組合の事業についてお客様のご理解が得られるように努めます。

- 4. お客様の情報管理について
  - (1) 当組合は、お客様の情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客様にお示しした利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供は行いません。
  - (2) 当組合は、お客様の情報の正確性の維持に努めるとともに、お客様の情報への不正なアクセスや情報の流出 等の防止のため、適切かつ十分な安全措置を講じます。
- 5. 当組合の業務を外部委託する場合におけるお客様情報の取扱やお客様への対応について

当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客様の情報及びお客様への対応が適切に行われるように外部委託先を管理します。

なお、お客様からのご相談・苦情等については、当組合の各営業店のほか、下記のお問合せ窓口までお申し出ください。

## 反社会的勢力に対する基本方針

## 反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の介入に毅然として立ち向かい、断固排除するとともに、 金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たし、地域の皆様から信頼される公正で健全な組合を目指すとともに 以下の基本原則を遵守します。

- 1. 反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として対応します。
- 2. 反社会的勢力による不当要求に対応する役職員の安全を確保します。
- 3. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門 機関と緊密な連携体制を構築します。
- 4. 反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 5. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
- 6. いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引は絶対に行いません。
- 7. 反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

【お問合せ窓口】

西海みずき信用組合 業務部 〒857-0804 佐世保市松川町1番19号 ☎ 0956-23-2111 FAX 0956-22-3451 (受付時間9:00~17:00 ただし、当組合の休業日を除く)

(URL) https://saikaimizuki.co.jp/

## コンプライアンス(法令等遵守)体制

## コンプライアンス(法令等遵守)体制について

信用組合は、高い公共性を有し、地域における協同組織の金融機関として

- ① 中小零細企業及び勤労者の資金の円滑化に寄与し、
- ② 組合員の経済的地位の向上に資し、
- ③ ひいては地域の各社会の発展に貢献し、地域社会の組合員等の幸せづくりに奉仕する。

ことを目的として地域社会の発展のために尽力してまいりました。

こうした社会的使命と責任を全うする金融機関として、地域社会の負託に応え、これまで以上の揺るぎない信頼を確立するために、 信用組合の倫理綱領として下記項目を定めております。

- 1. 信用組合の社会的使命と公共性の自覚と責任
- 2. きめ細かい金融サービス等の提供と地域社会発展への貢献
- 3. 法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営
- 4. 反社会的勢力の排除
- 5. 経営の積極的ディスクローズとコミュニケーションの充実

当組合が協同組織金融機関の一員として地域社会に信頼されるためには、高い企業倫理と法令の遵守等、社会の一員としてのルールを守ることは当然の責務であり、いささかも社会から批判を受けることのないように努めていかなくてはなりません。

そのための具体的な取り組みとしては、まず役職員の法令等遵守の基本的行動規範である「コンプライアンス・マニュアル」を制定し全役職員に配布しております。

また、本部・営業店にコンプライアンス責任者を配置するとともに各役職員の具体的な実践目標として毎年コンプライアンス・プログラムを策定し、計画の着実な実行に取り組んでおります。

## 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

## 苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または業務部にお申し出ください。

なお、苦情等対応手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

#### 【苦情処理措置に関するお問合せ窓口】

西海みずき信用組合 業務部 〒857-0804 佐世保市松川町 1番19号 つ 0956-23-2111 FAX 0956-22-3451

(受付時間9:00~17:00 ただし、当組合の休業日を除く) (URL) https://saikaimizuki.co.jp/

## 紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3581-2249)、天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米センター(電話:0942-30-0144)で紛争の解決を図ることが出来ます。

ご利用を希望されるお客さまは、上記西海みずき信用組合業務部またはしんくみ相談所までお申し出ください。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも出来ます。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

#### 【紛争解決措置に関するお問合せ窓口】

一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1 (全国信用組合会館内)

(受付時間9:00~17:00 ただし、協会の休業日は除く)

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、 共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳でありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

## 績



#### 次 目

貸借対照表 —————————	12
損益計算書 ————————————————————————————————————	14
剰余金処分計算書 ————————	14
内部監査有効性の確認	15
リスク管理債権及び同債権に対する保全額 ――――	15
金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 ――	15
自己資本充実の状況	16
報酬体系について	23
主要な経営指標の推移	24
預金に関する指標	25
貸出金に関する指標 ―――――	25
有価証券に関する指標	26
その他の指標	26

## ■貸借対照表

(単位:千円)

科目	令和2年3月期	令和3年3月期
(資産の部)		
現金	631,909	877,390
預 け 金	16,868,640	25,128,464
有 価 証 券	230,955	225,696
地 方 債	75,305	69,795
株式	155,650	155,901
貸 出 金	24,986,687	31,058,557
手 形 貸 付	747,447	1,186,767
証書貸付	22,729,289	28,240,919
当座貸越	1,509,950	1,630,871
その他資産	364,974	350,781
未決済為替貸	3,986	3,119
全信組連出資金	218,100	218,100
前 払 費 用	8,991	15,279
未収収益	44,802	48,776
その他の資産	89,094	65,506
有 形 固 定 資 産	376,498	372,308
建物	19,960	18,302
土 地	236,856	236,856
リース資産	29,191	14,847
その他の有形固定資産	90,490	102,303
無形固定資産	17,179	7,808
ソフトウェア	17,179	7,808
債務保証見返	2,925	2,208
貸 倒 引 当 金	△ 1,698,405	△ 1,714,079
(うち―般貸倒引当金)	(△ 461,715)	(△ 548,399)
(うち個別貸倒引当金)	(\triangle 1,236,690)	(\(\triangle 1,165,679\)
資産の部合計	41,781,365	56,309,136

科目	令和2年3月期	令和3年3月期
(負債の部)		
預 金 積 金	32,159,647	35,183,620
当 座 預 金	165,541	188,184
普通預金	8,035,500	8,655,916
貯 蓄 預 金	5,032	5,033
定期預金	22,930,548	24,895,780
定期積金	980,371	1,083,564
その他の預金	42,653	355,142
借 用 金	7,000,000	18,500,000
その他負債	160,693	142,711
未決済為替借	4,517	3,967
未払費用	48,509	36,899
給付補填備金	1,068	935
未払法人税等	3,137	3,137
前 受 収 益	5,365	7,604
払戻未済金	55,421	54,044
払戻未済持分	_	5,461
リース債務	29,191	14,847
資産除去債務	3,116	3,142
その他の負債	10,366	12,671
退職給付引当金	80,876	81,431
その他の引当金	80,920	80,436
繰 延 税 金 負 債	185,164	117,832
再評価に係る繰延税金負債	1,361	1,361
債 務 保 証	2,925	2,208
負債の部合計	39,671,589	54,109,602
(純資産の部)		
出 資 金	1,718,012	1,665,162
普通出資金	1,218,012	1,165,162
優先出資金	500,000	500,000
資本剰余金	175,803	175,803
資本準備金	175,803	175,803
利益剰余金	215,374	356,122
	6,000	24,000
その他利益剰余金	209,374	332,122
特別積立金	30,000	170,000
当期未処分剰余金	179,374	162,122
組合員勘定合計	2,109,190	2,197,088
その他有価証券評価差額金	△ 3,095	△ 1,236
土地再評価差額金	3,681	3,681
評価・換算差額等合計	2 100 776	2,444
純資産の部合計	2,109,776	2,199,533
負債及び純資産の部合計	41,781,365	56,309,136

(単位:千円)

## 貸借対照表注記

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り 捨てて表示しております。
  - 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による價却原価法(定額法)、子会社・子法人 等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度未の 市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが確めて困難 と認められるものについては移動平均法による原価法又は情却原価法により行っております。なお、その他 有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  - 3. 土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日 当該車業用土地の再評価前の帳簿価額 当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 日該本業用土地の再評価後の帳簿価額 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年政令第119号)第 2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている評価額に基づいて、合理的な選集を行って資出

有形固定資産(リース資産を除く)の減価價却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 14年~39年 動 産 3年~20年

- 5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

は当族残働体証額とし、それ以外のものは零としております。

資係引当金は、当組合が定める資産査定基準及び儒却・引当基準に則り次のとおり計上しております。

1) 回収不能と判定された貸出金及び貸出金に準するその他の債権(以下「貸出金等」という)について(資産査定基準により接触失及び実質接触先に相当する債権)は直接償却するものを除いて、債権額から担保の処分可能と認められる額を表験した残骸を計上しております。

2) 最終の回収に重大な懸念があり損失の発生が見込まれる貸出金等について(資産査定基準により破綻應念たに相当する債権)は、債権額から担保の処分可能と別数の日に事立な鬱念があり損失の発生が見込まれる貸出金等にこいて(資産査定基準により破綻應念たに相当する債権)は、債権額から担保の処分可能足込額及び保証による回収が可能と認めら報を経験し、その残骸に過去の一定期間における貸倒実績から顕出した貸倒実橋率を乗じた額を計上しております。

上を別の貸出金等でに等労債権限が更要注意労債権)については、過去の一定期間における貸倒実績から資出した賃貸賃金額を指す。

上記の引き単準は、「銀行等金融機関の資金の自己主並びに賃貸借別及び貸倒引当金の監査に関する実務指針(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に基づいて定めております。

おお、全ての貸出金等は、資産査定基準に則り、営業店店長または本部部署長が第1次査定を実施し、当該部署から独立した融資部が第2次査定を行っており、までの査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

第から独立した融資部が第2次査定を行っており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

また、その査定結果を、第1次査定及び第2次査定配署から独立した内部監査室が監査を行っております。

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額

退職約付51当金は、 佐来貝の返願のけに頂んのため、コサネサスへにかけ、シミかのにはないます。 を計上しております。 なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用 しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。 )制度全体の積立状況に関する事項(今和2年3月31日現在) 年金貴産の領 年金財政計算上の数単内会計額 282 169百万円

最低責任準備金の額との合計額 差引額

 差引額
 43.960百万円

 (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(又は加入人数割合あるいは給与総額割合)令和2年3月31日現在 0.322%

 (3) 補足説明

補足説明 上記(1)の差引頭の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高20,484百万円である。本制度にお ける過去勤務債務の價却方法は期間12年の元利均等價却であり、当組合は当事業年度の計算書類上、特別 掛金7百万刊を費用設理している。 なお、(特別社会の観はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定され るため、)上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。

- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来 の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を貸倒引当金に含めて計上しております。
- 有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度 属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 13. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

13,700千円

賃出金のうち、破綻先債権額は217.043千円、延滞債権額は1,446,735千円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間離続していることその他の事由により元本 または利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった賃出金(賃倒債却を行った 部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(密和40年取今第97号) 96条第1項第3号のイかられまでに掲げる事由または何頁類4号に規定する事由が生じている貸出金でありま

9。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図るこ とを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 16. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は23.092千円であります。 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金 で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は121.057千円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の 猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延 権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 18. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,807,928千円であり ます。 なお、15.から18.に掲げた債権額は貸倒引当金控除前の金額であります。
- 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等、営業用車輌及びコビー機等についてリース契約により使用しています。
- 20. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。 担保提供している資産 預け金 18,500百万円 担保資産に対応する債務 借入金 18,500百万円 上記のほか、為替決済等保証金他として定期預け金1,420百万円を担保提供しております。

- 21. 出資1口当たりの純資産額650円69銭
- 22. 金融商品の状況に関する事項 (1)金融商品に対する取組方針 当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。 このため、金利変動による不利な影響が生じないように、定期的に金利リスクの管理を行っております デリバティブは、資金を効率的に運用するために利用しており、投機的な取引は行わない方針でありま

金融商品の内容及びそのリスク - 鉛組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主 に債券及び株式であり、純投資目的で保有しております。これらは、それぞれの発行体の信用リスク及び 金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに観されております。 預け金の中には、組込デリバティブを含む複合金融商品が含まれており、市場金利の変動リスクに晒され ております。 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスクの管理
当組合は、融資事務取扱要領及び信用リスクに関する管理結規程に従い、貸出金について、個別案件ご
との与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関す
る体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また定
期的に常務会又は理事会を開催し、審議、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、
与信監査部門がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、業務部において信用情報や時価の把握を定期的に行うこと
で管理しております。

- ② 市場リスクの管理
  (1) 全利リスクの管理
  (1) 全利リスクの管理
  当組合は、定期的に全利リスク量を算出し、全利の変動リスクを管理しております。市場リスクに関
  する規程及び事領において、リスク管理方法や手続等の詳細を钥記しております。日常的には業務部
  において金融資産及び賃債の全和や期間を総合的に犯理し、モンリングを合うっています。
  (第) 当組合は、為哲の変動リスクに関して個別の案件ごとに管理する事としていますが、現在為替の変動リスクに関しての影の表やようを全融商品は保有しておりません。
  (第) 価格変動リスクの管理
  有価部数を含む市場変用商品の保有については、資金の運用及び関連規程に従い行われております。
  このうち業務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続

的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
v) 市場リスクに係る定量的情報
当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「賃出金」、「預金積金」であります。
当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値」を用いた時価(または経済価値)の変動顔を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたってに、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ことの金利変動師を用いております。
お金金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価(または経済価値)は130万円減少するものと形成しております。
お金利を除くリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価(または経済価値)は130万円減少するものと形成しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

資金調達に係る流動性リスクの管理

/ 貝ェの時にいかの派動性ソスクの管理 - 5組合は、適時に資金管理を行いながら、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達パラ ンスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明金融商品の時価等に関する事項についての補足説明金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額を含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項 令和3年3月31日における負債対照表計上額、時価及びごれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価 を把握するごとが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2) 参照)。また、 重要性の乏しい科目については記載を省略しております。 (単位:千円)

			(単位・十円)
	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
(1)預け金(*1)(*3)	25,128,464	25,142,603	14,139
(うちデリバティブ預金)	250,000	246,982	△3.017
(2)有価証券	225,696	225,696	_
(3) 貸出金(*1)	31.058.557	33,104,140	
貸倒引当金 (*2)	△1.714.079	△1.714.079	
	29.344.478	31,390,061	2,045,583
金融資産計	54.698.638	56,758,360	2.059.722
(1)預金積金(*1)	35,183,620	35,238,994	55,373
(2)借用金(*4)	18.500.000	18,500,000	_
金融負債計	53,683,620	53,738,994	55,373

- (\*1) 貸出金、預け金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる 金額」が含まれております。
- 亜細」が含まれております。 (\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。 (\*3) 組み込まれたデリハティブを合理的に区分することが困難な複合金融商品を含めて表示
- しております。 (\*4) 借用金については、残存期間が1年以内であり、時価は帳簿価額と近似していることから 当該帳簿価額を時価としております。 (注1) 金融商品の時価等の算定方法

株式は取っ ・ 取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。 保有目的区分ごとの有価証券に関する注意事項については24.から27.に記載しております。

- 株式は取引所の知格、1970年の3017年である注意事項については24、かつ27.1年の1980年である。保育目的区分ごとの有価証券に関する注意事項については24、かつ27.1年の1980年である。保育目的区分ごの合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算出した時間に代わる金額として記載しております。
  の仮解態念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの貸借対限表の貸出金数定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下、「賃出金計上額」という)。

  「NIV4のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(日

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

J G C 700	(単位:千円)
区分	貸借対照表 計 上 額
非上場株式 (*1)(*2)	143,118
組合出資金(*3)	219,389
승 하	362.508

- (\*1) 子会社・子法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。 (\*2) 当事業年度において、非上場株式について2百万円減損処理を行っております。 (\*3) 組合出資金(全信組速出資金等)は、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

11.691千円 11.691千円 15.337千円

1.0357日 - 1.03571日 -

- 25. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- 26. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。
- その他有価証券のうち満期がある有価証券は以下のとおりです。
   1年以内 1年超 5年超 1年超 5年以内 地方債 7,295千円 20,000千円 合 計 7,295千円 20,000千円 25,000千円 25,000千円

28. 賃貸等不動産の状況に関する事項 当組合では、次の4物件を駐車場及び事務所として賃貸する不動産として保有しております。 ① 下京町駐車場 所在地: 佐世保市下京町 ② 大塔町駐車場 所在地: 佐世保市大塔町 ③ 宮崎町駐車場 所在地: 佐世保市宮崎町 ④ 旧北支店店舗(事務所) 所在地: 佐世保市京町

- 29. 賃貸等不動産の時価に関する事項
  - 受けるチャسに対対には対象を手項 労権対限表計上額 時 価 179百万円 137百万円 (注) 当事業年度末の時価は、固定資産税評価額に基づく金額であります。
- 当座資越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は10,098,692千円であります。これらはすべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。これらはすべて原契約期間が1年以なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約施度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有面証券等から理保を徴求するほか、契約後も定期的に与いません。
- 31. 繰延税金負債の発生要因は、非適格合併により生じた差額負債調整勘定に係るものであります。
- その他の引当金は、当組合が保有する不動産の取壊しに関連する費用の引当分52,812千円と睡眠預金払戻 失引当金3,369千円及び店舗統廃合準備引当金24,254千円の合計額であります。

## ■損益計算書

<b>」損益計算書</b> (単位:千円)								
科		∄	<b>令和元年度</b> 自 平成31年4月 1日 至 令和 2 年3月31日	令和2年度 自令和2年4月1日 至令和3年3月31日				
経	常 収	益	884,298	874,144				
資金	運用	収 益	818,154	823,946				
貸	出金	利 息	789,575	788,539				
預	け 金	利 息	18,418	25,123				
有	西証券利息	配当金	4,576	4,753				
そ	の他の受	入利息	5,584	5,530				
役 務	取引等	収益	25,949	38,634				
受	入為替	手数 料	5,226	5,659				
そ	の他の役	務収益	20,722	32,975				
その	他業務	収益	12,425	7,861				
そ	の他の業	務収益	12,425	7,861				
その	他経常	収益	27,769	3,701				
償	却債権	取立益	26,169	3,091				
7	の他の経	常収益	1,599	610				
経	常 費	用	787,020	775,749				
資 金	調達	費用	34,614	40,927				
預	金	利 息	31,650	30,280				
給	付補填備金	2繰入額	628	550				
借	用金	利 息	2,335	10,096				
そ	の他の支	払利息	0	0				
役 務	取引等	費用	75,052	69,272				
支	払為替	手数料	6,477	6,435				
そ	の他の役	務費用	68,574	62,836				
その	他業務	費用	2,563	2,260				
そ	の他の業	務費用	2,563	2,260				
経		費	576,982	579,411				
人	件	費	328,985	328,829				
物	件	費	240,488	242,503				
税		金	7,508	8,078				
その	他経常	費用	97,808	83,877				
貸	出金	償 却	17,446	3,256				
貸	倒引当金	繰入額	69,890	77,025				
株	式 等	償却	4,461	2,118				
そ	の他の経	常費用	6,010	1,476				
経	常 利	益	97,278	98,395				
特	引 利	益	16,600	20				
	資産処		16,600	20				
	引 損	失	_	0				
固定	資産処		_	0				
	当期紅		113,878	98,415				
	主民税及び		5,048	5,029				
法人		整額	△67,332	△67,332				
法人	税等	合 計	△62,284	△62,303				
当 期		利 益	176,162	160,718				
	(当期首		3,212	1,404				
当期未	処 分 乗	余金	179,374	162,122				

## ■損益計算書注記

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。 2. 出資1ロ当たりの当期純利益 62円 91銭

## ■剰余金処分計算書

(単位:千円)

科目	令和2年3月期	令和3年3月期
当期未処分剰余金	179,374	162,122
剰 余 金 処 分 額	177,970	160,460
利 益 準 備 金	18,000	17,000
普通出資に対する配当金 (年1.00%の 割 合)	12,570	12,060
優先出資に対する配当金 (年0.74%の 割 合)	7,400	7,400
特別積立金	140,000	124,000
繰越金(当期末残高)	1,404	1,661



## 内部監査有効性の確認

私は当組合の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第61期の事業年度における 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る 内部監査の有効性を確認いたしました。

> 令和3年6月8日 西海みずき信用組合

## 理事長陣內純英

## ■リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:千円、%)

区分	令和2年3月期	令和3年3月期
リスク管理債権総額(A)	2,039,230	1,807,928
破 綻 先 債 権 額	241,273	217,043
延滞債権額	1,649,147	1,446,735
3 力 月 以 上 延 滞 債 権 額	_	23,092
貸出条件緩和債権額	148,809	121,057
担 保 保 証 等(B)	591,024	459,824
貸 倒 引 当 金(С)	1,262,778	1,189,185
保 全 額 合 計 (D)=(B)+(C)	1,853,803	1,649,010
担保・保証等、引当金による保全率(D)/(A)	90.91%	91.21%
貸倒引当金引当率(C)/((A)-(B))	87.20%	88.21%

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして 未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更正手続 の特例等に関する法律の規定による更正手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の 規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債 務者、等に対する貸出金です。
  - 2. 「延滞債権」とは、上記 1. 及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の未収利息 不計上貸出金です。
  - 3. 「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金(上記1.及び2.を除く。)です。
  - 4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1,~3,を除く。)です。
  - 5. 「担保·保証等(B)」は、「リスク管理債権総額(A)」における自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
  - 6.「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

#### ■金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:千円、%)

	区		分		令和2年3月期	令和3年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権				債権	1,514,718	1,443,845
危	険	ſ	責	権	388,383	232,338
要	管	理	債	権	148,809	144,149
不	良	債	権	計 (A)	2,051,911	1,820,333
正	常	ſ	責	権	22,986,914	29,289,635
合				計	25,038,825	31,109,969
担	保・	保	証	等 (B)	591,057	459,824
貸	倒	引	当	金 (C)	1,275,049	1,198,248
保	全 額	合	計 (D)=	(B)+(C)	1,866,106	1,658,072
担保	:保証等、引	当金によ	る保全率	(D)/(A)	90.94%	91.09%
貸留	到引当金	引当率	(C)/((	A)-(B))	87.28%	88.07%

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
  - 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
  - 3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
  - 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
  - 5.「担保·保証等(B)」は、「不良債権計(A)」における自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
  - 6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

## 自己資本充実の状況

## 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

			A 7- 6 -	- 0 - 5 + 5		単位:千円、%)
	項    目		令和2年		令和3年	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			経過措置による   不 算 入 額		経過措置による  不 算 入 額
	ア資本に係る基礎項目			1 <del>21</del> /\ DX		<del>                                   </del>
普通	<b>通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定</b>	又は会員勘定の額	2,089,220		2,177,628	
	うち、出資金及び資本剰余金の額		1,893,815		1,840,966	
	うち、利益剰余金の額		215,374		356,122	
	うち、外部流出予定額(△)		19,970		19,460	
	うち、上記以外に該当するものの額		_		_	
	」 ア資本に係る基礎項目の額に算入される引当	金の合計額	312,675		349,344	
	うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		312,675		349,344	
	うち、適格引当金コア資本算入額		_		_	
適格	・ 8旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア	資本に係る基礎項				
<b>∃</b> σ,	D額に含まれる額		_		_	
公的	り機関による資本の増強に関する措置を通じて発行さ	された資本調達手段				
の額	頭のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目 <i>0</i>	対に含まれる額	_		_	
土地	也再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パー1	2ントに相当する額				
のう	うち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額(	こ含まれる額	907		680	
コフ	ア資本に係る基礎項目の額	(1)	2,402,802		2,527,653	
ر ت	ア資本に係る調整項目					
無开	ド固定資産(モーゲージ・サービシング・ライ ・	ツに係るものを	40.544		5 500	
除<	く。)の額の合計額		12,541		5,700	
	うち、のれんに係るものの額		_		_	
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシン	ノグ・ライツに	40.544		5 500	
	係るもの以外の額		12,541		5,700	
繰到	・ 延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		_		_	
適核			_		_	
証券	券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	į	_		_	
負債	責の時価評価により生じた時価評価差額であっ	て自己資本に算				
入さ	される額		_		_	
前扎	ム年金費用の額		_		_	
έc	已保有普通出資等(純資産の部に計上されるもの)	かを除く。)の額	_		_	
意図	図的に保有している他の金融機関等の対象資本	調達手段の額	_		_	
少数	数出資金融機関等の対象普通出資等の額		_		_	
信用	用協同組合連合会の対象普通出資等の額		_		_	
特定	主項目に係る10%基準超過額		_		_	
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するもの	に関連するものの額	_		_	
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資源	室に関連するものの額	-			
	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に	関連するものの額	_		_	
特定	<sub></sub> 定項目に係る15%基準超過額		_		-	
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するもの	に関連するものの額	_		_	
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資源	全に関連するものの額	_		_	
	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に	関連するものの額	-		-	
コフ	ア資本に係る調整項目の額	(□)	12,541		5,700	
自己	己資本					

(単位:千円、%)

8.55%

令和2年3月期 令和3年3月期 項 目 経過措置による 経過措置による リスク・アセット等 信用リスク・アセットの額の合計額 25,014,005 27,947,549 25,011,811 27,945,893 資産(オン・バランス)項目 うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 5.042 5.042 うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例による としてリスク・アセットが適用されることになったものの 額のうち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシン グ・ライツに係るものを除く。)に係るものの額 うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例による としてリスク・アセットが適用されることになったものの 額のうち、繰延税金資産に係るものの額 うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例による としてリスク・アセットが適用されることになったものの 額のうち、前払年金費用に係るものの額 うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセッ トの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセット の額を控除した額 うち、上記以外に該当するものの額 5,042 5,042 1.656 オフ・バランス取引等項目 2.193 CVAリスク相当額を8%で除して得た額 中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額 1,551,887 オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 1,521,862 信用リスク・アセット調整額 オペレーショナル・リスク相当額調整額 (=)リスク・アセット等の額の合計額 26,565,892 29,469,411

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2 の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当である かどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基 準により自己資本比率を算出しております。

8.99%

自己資本比率

自己資本比率((ハ)/(二))



## 2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位:千円)

	令和2年	₹3月期	令和3年3月期			
区 分	リスク・アセット	所 要自己資本額	リスク・アセット	所 要 自己資本額		
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	25,014,005	1,000,560	27,947,549	1,117,901		
(1) 標準的手法が適用されるポート フォリオごとのエクスポージャー	25,008,962	1,000,358	27,942,507	1,117,700		
① ソブリン向け	_	_	_	_		
② 金融機関向け	3,375,360	135,014	1,328,058	53,122		
③ 法人等向け	_	_	_	_		
④ 中小企業等・個人向け	6,947,327	277,893	7,721,969	308,878		
⑤ 抵当権付住宅ローン	175,255	7,010	138,376	5,535		
⑥ 不動産取得等事業向け	556,156	22,246	483,776	19,351		
② 三月以上延滞等	243,775	9,751	272,433	10,897		
⑧ 出資等	162,671	6,506	160,722	6,428		
出資等のエクスポージャー	162,671	6,506	160,722	6,428		
重要な出資のエクスポージャー	_	_	_	_		
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通 出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当する もの以外のものに係るエクスポージャー	_	_	_	_		
⑩ 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	218,100	8,724	218,100	8,724		
① その他	13,330,316	533,212	17,619,069	704,762		
(2)証券化エクスポージャー	_	_	_	_		
(3) リスク・ウェイトのみなし計算が適用され るエクスポージャー	_	_	_	_		
ルック・スルー方式	_	_	_	_		
マンデート方式	_	_	_	_		
蓋然性方式(250%)	_	_	_	_		
蓋然性方式(400%)	_	_	_	_		
フォールバック方式(1250%)	_	_	_	_		
(4) 経過措置によりリスク・アセットの額に 算入されるものの額	5,042	201	5,042	201		
(5) 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	_	_	_	_		
(6) CVAリスク相当額を8%で除して得た額	_	_	_	_		
(7) 中央清算機関関連エクスポージャー	_	_	_	_		
ロ. オペレーショナル・リスク	1,551,887	62,075	1,521,862	60,874		
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	26,565,892	1,062,635	29,469,411	1,178,776		

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
  - 2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
  - 3.「ソプリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソプリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
  - 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
  - 5. 「その他」とは、 $① \sim ⑩$ に区分されないエクスポージャーです。具体的にはその他資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
  - 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

#### <オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## 当組合の自己資本の状況について

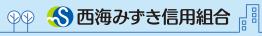
■ 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本につきましては、地域のお客様による(普通)出資金及び優先出資にて調達しております。

■ 当組合の自己資本の充実度に関する評価の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率については国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分に保っております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。



## 3.信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<業種別及び残存期間別>

(単位:千円)

	エクス		ジャー		信用リス						
	区 分 業種区分 期間区分					ント及びる リバティフ フ・バラン		債	券	三月以 エクスポ	上 延 滞ージャー
				令和2年3月期	令和3年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期
製		造	業	635,154	711,227	528,795	604,583	_	_	19,548	6,026
農	業	`	林業	270,004	287,512	269,695	287,245	_	_	329	126
漁			業	97,810	81,608	96,282	80,226	_	_	9,915	8,996
			利採取業	777	2,442	776	2,435	_	_	_	_
建		设	業	2,684,138	2,733,004	2,680,147	2,730,211	_	_	149,009	88,451
電気			小道業	42,555	245,081	39,543	241,893	_	_	369	157
情		通	信 業	953	15,961	951	15,945	_	_	_	_
運	輸業	、郵		143,198	236,451	142,974	236,089	_	_	534	_
	売 業	、小	、 売 業	1,635,989	1,787,981	1,633,943	1,786,171	_	_	67,747	50,228
金	融業	、保	険 業	17,299,843		161,572	119,388	_	_	47,230	47,230
不	動	疸	業	5,272,834	8,488,790	5,269,681	8,483,157	_	-	48,998	123,815
物		賃	貸 業	24,650	20,992	24,611	20,959	_	_	_	_
学術	研究、専門	ŀ技術	サービス業	167,467	139,666	167,355	139,571	_	_	_	_
宿	3	泊	業	251,332	294,104	251,179	293,790	_	-	_	_
飲		食	業	441,255	505,509	440,858	504,934	_	-	1,290	930
生活			業、娯楽業	340,084	378,721	339,853	378,269	_	_	_	_
教	育・学	術	支 援 業	141,041	129,148	141,022	129,139	_	-	_	_
医	療		福 祉	75,948	145,095	75,868	145,000	_	_	_	_
	の他の	サ	ービス	3,121,505	4,842,869	3,119,284	4,838,028	_	_	87,040	46,505
そ	の他	$\mathcal{O}$	産業	229,241	235,698	219,179	227,676	_	_	_	_
玉.	地方分	关 (	団体等	72,507	67,507	_	_	72,507	67,507	_	_
個			人	9,419,490	9,825,435	9,386,032	9,796,045	_	-	449,855	439,731
7		の	他	1,115,080	1,329,148	_	-	_	_	_	_
業	種	別	合 計	43,482,867		24,989,612		72,507	67,507	881,869	812,199
1	年	L)	人下	31,848,718	45,908,284		20,785,000	5,000	7,295		
		3 年		4,097,000	3,954,000	3,987,000		10,000	10,000		
3		5 年		2,100,000	2,403,000	2,090,000		10,000	10,000		
5	年超'	7 年		1,294,000	1,481,000	1,284,000	1,471,000	10,000	10,000		
7 4	王超 1		年以下	1,002,000	1,207,000	987,000	1,192,000	15,000	15,000		
1	0	年		761,500	710,500	739,000	693,000	22,507	15,212		
期間	りの定め	つのた	よいもの	983,065	748,933	681,687	580,557	_	_		
7	(	カ	他	1,396,583	1,611,733	2,925	2,208	_	_		
残	存期	間別	引合 計		58,024,451	24,989,612	31,060,765	72,507	67,507		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、 デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
  - 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
  - 3. 上記の「その他」は、業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的にはその他資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
  - 4. CVAリスク及び中央精算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
  - 5. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

## (2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

	ᅜ			Л	加米及古	77 和 # # # # #	当期》	域少額	期末残高			
	区			分	期 首 残 高	当期増加額	目的使用	その他				
	般	貸	倒	31	当	金	令和 2 年3月期	377,344	461,715	_	377,344	461,715
		只	[土]	JI		<u> </u>	令和3年3月期	461,715	548,399	_	461,715	548,399
個	別	貸	倒	31	当	金	令和 2 年3月期	1,401,855	1,236,690	150,683	1,251,172	1,236,690
	הכע	只	[土]	ול		<u>117</u>	令和3年3月期	1,236,690	1,165,679	61,351	1,175,338	1,165,679
	合					計	令和 2 年3月期	1,779,199	1,698,405	150,683	1,628,515	1,698,405
				ōl		令和3年3月期	1,698,405	1,714,079	61,351	1,637,053	1,714,079	

## (3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:千円)

					個;	引貸低	引当	金					
区	$\Lambda$	#0 **	母音	717 #019	<b>台</b> 韦口克西		当期》	或少額		#0-+-	T4 ==	貸出部	金償却
	分	州日	残高	当期増加額		目的使用		そ の 他		期末	沙龙同		
		令和2年3月期	令和3年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期
製	造 業	58,391	72,110	72,110	84,386	1,441	_	56,950	75,293	72,110	84,386	39	_
農業	、林業	296	299	299	1,203	_	177	296	1,497	299	1,203	_	23
漁	業	28,085	17,143	17,143	24,258	9,999	4,216	18,085	26,757	17,143	24,258	133	83
建	設 業	131,857	106,298	106,298	120,137	52,357	11,709	79,500	121,310	106,298	120,137	10,953	987
電気・ガス	·熱供給·水道業	1,210	895	895	712	_	_	1,210	1,263	895	712	-	_
運輸第	業、郵便業	1,374	534	534	-	_	_	1,374	534	534	_	_	_
卸売業	業、小 売 業	84,110	100,061	100,061	147,682	16,993	2,052	67,117	127,014	100,061	147,682	1,081	66
金融第	業、保険業	31,540	32,168	32,168	22,605	_	4,783	31,540	27,384	32,168	22,605	1	_
不 動	産 業	59,004	72,868	72,868	50,918	_	13,855	59,004	59,012	72,868	50,918	_	44
宿	泊 業	47,055	5,581	5,581	5,461	_	-	47,055	5,581	5,581	5,461	_	_
飲	食 業	8,749	3,417	3,417	57,328	1,553	-	7,196	57,827	3,417	57,328	243	_
生活関連サ	ナービス業・娯楽業	3,799	2,420	2,420	-	_	-	3,799	2,420	2,420	_	-	_
その他	のサービス	114,737	57,894	57,894	93,317	399	1,898	114,338	90,951	57,894	93,317	98	58
個	人	831,640	764,997	764,997	557,666	67,939	22,658	763,700	578,487	764,997	557,666	4,897	1,994
合	計	1,401,855	1,236,690	1,236,690	1,165,679	150,683	61,351	1,251,172	1,175,338	1,236,690	1,165,679	17,446	3,256

<sup>(</sup>注)当組合は、国内の限定された地域にて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

## (4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位:千円)

告示で定めるリスク・	エクスポー	ジャーの額
ウェイト区分	令和2年3月期	令和3年3月期
0%	704,417	944,897
10%	50,630	1,141,597
20%	16,880,788	6,643,413
35%	500,729	395,360
50%	98,310	81,687
75%	9,266,028	10,298,168
100%	14,318,907	18,431,329
150%	98,380	116,740
250%	_	_
1250%	_	_
その他	_	_
合 計	41,918,192	38,053,195

(注)1. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

2. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央精算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## 当組合の信用リスク管理体制について

- リスク管理の方針及び手続きの概要 4ページから5ページの「リスク管理体制」を参照願います。
- 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項 (1)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 該当なし。
  - (2)エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 該当なし。



## 4. 信用リスク削減手法に関する事項 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:千円)

信用リスク削減手法	適格金融	資産担保	保	証	クレジット・デリバティブ		
ポートフォリオ	令和2年3月期	令和3年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期	
信用リスク削減手法が適用 されたエクスポージャー	327,983	18,805,575	_	_	_	_	

- (注)1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
  - 2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保 証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みませ

## 当組合の信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金融機関が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、不動産担保、保証などが該当します。 当組合では、融資の取組みに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保 全措置はあくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保や保証に過度に依存しないような融資の取組み姿勢に徹しております。た だし、与信審査の結果、担保や保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなどの適切な取扱いに努めており ます。当組合が取扱う担保には、自組合預金積金、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証等がありますが、その手続については、当組合が定める「融 資取扱規程」及び「不動産担保取扱手順」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用 いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、当組合が定める「融資取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事 前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

#### 5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当なし

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当なし



#### 7. 出資等エクスポージャーに関する事項

## (1) 貸借対照表計上額及び時価

(単位:千円)

区	分	令和2年	三3月期		令和3年3月期		
		貸借対照表計上額	時	価	貸借対照表計上額	時	価
上場株式	式等	10,413		10,413	12,783		12,783
非上場株式	式等	145,237		_	143,118		_
合	計	155,650		10,413	155,901		12,783

(注)投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

## (2) 出資等エクスポージャーの売却 及び償却に伴う損益の額

該当なし

# (3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:千円)

			令和2年3月期	令和3年3月期
評価	損	益	△5,901	△3,532

## (4) 貸借対照表及び損益計算書で 認識されない評価損益の額

該当なし

## 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は 株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合の場合、銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに該当するものは、上場株式、非上場株式、全信組連出資金、子会社株式、その他出資金が該当します。

上場株式にかかるリスクの認識については、時価評価によるリスク計測により把握し、定期的に経営陣などリスク管理委員会構成員へ報告しております。 一方、非上場株式など上場株式以外のものに関するリスクの状況は、当該企業等の財務諸表を基にした定期的な評価を実施するとともに、その状況については、適宜経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券減損処理規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に 従った、適正な処理を行っております。

## 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当なし

#### 9. 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBE	31:金利リスク					
		1		Д	=	
項番		ΔΕ	EVE	ΔNII		
		当期末	前期末	当期末	前期末	
1	上方パラレルシフト	447	258	<b>▲</b> 24	▲24	
2	下方パラレルシフト	_	_	0	0	
3	スティーブ化	185	191			
4	フラット化					
5	短期金利上昇					
6	短期金利低下					
7	最大値	447	258	0	0	
		7	π	^		
		当	明 末	前其	<b>東</b>	
8	自己資本の額		2,521		2,390	

## 報酬体系について

#### 1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」で構成されております。なお、当組合には在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」はありません。

#### (1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

## (2) 役員に対する報酬

(単位:千円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた 報酬限度額
理事	12,900	60,000
監事	4,140	10,000
合 計	17,040	70,000

- (注)1.上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
  - 2.支払人数は、理事8名、監事4名です。
  - 3. 使用人兼務理事1名の使用人分の報酬(賞与を含む)は、4,320千円です。

#### (3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

#### 2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬額と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はおりません。

- (注)1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
  - 2.「同等額」とは、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
  - 3.当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること に動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

## 「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン及び特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。

経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

#### ○「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

	令和2年度
新規に無保証で融資した件数	97件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	24.01%
保証契約を解除した件数	1件

## 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

当組合は、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針を以下の通りといたします。

1. 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

当組合での顧客との接点は、Face to Faceが中心であることを鑑み、電子決済等代行業者との連携及び協働は実施致しません。 実施する場合は、改めてご案内致します。

## ■主要な経営指標の推移

(単位:千円、%)

	区	分		平成29年3月期	平成30年3月期	平成31年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期
経	常	収	益	212,033	320,162	877,797	884,298	874,144
<b>経</b> (△(	<b>常</b> ま 経	<b>利</b> 常 損	<b>益</b> 失)	13,026	△700,933	11,266	97,278	98,395
<b>当</b> (△(	<b>期 約</b> ま当期		<b>益</b> 失)	12,022	△707,400	59,796	176,162	160,718
預	金積	金 残	高	10,035,323	32,835,634	32,701,363	32,159,647	35,183,620
<u> 11</u>	座	預	金	162,387	170,250	181,915	165,541	188,184
普	通	預	金	2,024,778	6,950,732	7,972,743	8,035,500	8,655,916
貯	蓄	預	金	5,031	5,031	5,032	5,032	5,033
別	段	預	金	21,619	25,610	47,164	32,590	344,080
納	飛 準	備預	金	5,111	6,231	9,151	10,063	11,062
定	期	預	金	7,278,179	24,832,953	23,656,109	22,930,548	24,895,780
定	期	積	金	538,216	844,822	829,247	980,371	1,083,564
貸	出 🖆	<b>竞</b> 残	高	6,855,915	16,225,358	20,278,560	24,986,687	31,058,557
手	形	貸	付	65,268	119,849	345,111	747,447	1,186,767
訂	書	貸	付	6,584,941	14,755,463	18,349,470	22,729,289	28,240,919
<u> 11</u>	座	貸	越	205,706	1,350,046	1,583,978	1,509,950	1,630,871
有	価 証	券 残	高	12,158	247,563	246,498	230,955	225,696
総	資	産	額	10,653,451	36,042,863	37,001,668	41,781,365	56,309,136
純	資	産	額	482,850	2,011,935	2,013,589	2,109,776	2,199,533
単位	5 自本	資本比	上率	7.27%	11.87%	10.07%	8.99%	8.55%
出	資	総	額	230,846	1,836,609	1,772,127	1,718,012	1,665,162
出	資料		数	461,692 🗖	3,673,219 □	3,544,254 □	3,436,024□	3,330,325□
出資	<b>登に対す</b>	る配当	当金	2,303	_	20,584	19,970	19,460
職	į	į	数	18 人	61 人	60人	60人	61人

<sup>(</sup>注)1.残高計数は期末日現在のものです。

<sup>2.「</sup>自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。 3.平成29年3月期までの数値は、存続組合である佐世保中央信用組合の数値を記載しております。

## ■預金に関する指標

#### ●預金種目別平均残高

(単位:千円.%)

			(-	+ III . 707
<b>4 -</b>	令和2年	■3月期	令和3年	3月期
種目	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	7,944,333	24.83%	8,802,624	25.84%
定期性預金	24,049,126	75.16%	25,260,251	74.15%
合 計	31,993,459	100.00%	34,062,875	100.00%

## ●金利区分別定期預金残高

(単位:千円、%)

	区分		<u>수</u>	令和2年3月期			令和3年3月期			
				金	額	構成比		金	額	構成比
元	期	預	金	22,93	30,548	100.009	6	24,89	95,780	100.00%
	固定金利		利	22,93	30,548	100.009	6	24,89	95,780	100.00%

## ■貸出金に関する指標

## 貸出金科目別平均残高

(単位:千円、%)

	エハ	_		令	和2年	3月期		<b>수</b>	和3年	3月期
	科目		金	額	構成	比	金	額	構成比	
手	形	貸	付	60	9,083	2.	70%	1,03	32,088	3.73%
証	書	貸	付	20,48	2,897	90.	82%	25,12	26,712	90.97%
当	座	貸	越	1,46	0,765	6.	47%	1,45	9,355	5.28%
合			計	22,55	2,746	100.	00%	27,61	8,155	100.00%

## ■貸出金業種別残高・構成と

■貝山 並 耒 悝 /	別残局・構成	<u>(È</u>	<u> 単位:千円、%)</u>	
₩ 1 <b>4</b> DJ	令和2年	3月期	令和3年	3月期
業 種 別	金額	構成比	金額	構成比
製 造 業	501,366	2.00%	584,799	1.88%
農業、林業	258,604	1.03%	278,903	0.89%
漁業	61,531	0.24%	52,354	0.16%
鉱業、採石業、砂利採取業	776	0.00%	2,435	0.00%
建設業	2,407,731	9.63%	2,495,425	8.03%
電気、ガス、熱供給、水道業	26,355	0.10%	231,035	0.74%
情報通信業	951	0.00%	15,945	0.05%
運輸業、郵便業	136,991	0.54%	233,648	0.75%
卸売業、小売業	1,364,250	5.45%	1,502,527	4.83%
金融業、保険業	146,269	0.58%	112,458	0.36%
不動産業	5,026,294	20.11%	8,254,596	26.57%
物品賃貸業	24,611	0.09%	20,959	0.06%
学術研究、専門・技術サービス業	70,509	0.28%	53,408	0.17%
宿 泊 業	251,179	1.00%	293,790	0.94%
飲食業	237,279	0.94%	296,356	0.95%
生活関連サービス業、娯楽業	149,058	0.59%	215,203	0.69%
教育·学術支援業	141,022	0.56%	129,139	0.41%
医療・福祉	75,868	0.30%	145,000	0.46%
その他のサービス	2,731,316	10.93%	4,427,859	14.25%
その他の産業	219,179	0.87%	227,676	0.73%
個 人	11,155,539	44.64%	11,485,033	36.97%
合 計	24,986,687	100.00%	31,058,557	100.00%

#### ●貸出金償却額

(単位:千円)

			(1 12 : 113/
項	目	令和2年3月期	令和3年3月期
貸出金	償 却 額	17,446	3,256

#### 金利区分別貸出金残高

(単位:千円、%)

	令和2年	3月期	令和3年3月期		
区分	金額	構成比	金額	構成比	
貸出金残高	24,986,687	100.00%	31,058,557	100.00%	
固定金利	13,994,314	56.01%	14,607,962	47.03%	
変動金利	10,992,373	43.99%	16,450,595	52.97%	

## ■1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位:千円)

区 分	令和2年3月期	令和3年3月期
1店舗当りの預金残高	5,359,941	5,863,936
1店舗当りの貸出金残高	4,164,447	5,176,426

#### ●預金者別預金残高

(単位:百万円%)

	νш Ц η η η η χ .		(+1	<u> 立・日刀円、707</u>		
	<b>ロ</b> ハ	令和2年	3月期	令和3年3月期		
	区分	金額	構成比	金額	構成比	
個	人	28,978	90.10%	29,872	84.90%	
法	人	3,180	9.88%	5,310	15.09%	
	一般法人	2,294	7.13%	3,455	9.82%	
	金融機関	201	0.62%	0	0.00%	
	公 金	253	0.78%	1,381	3.92%	
	その他	431	1.34%	473	1.34%	
合	計	32,159	100.00%	35,183	100.00%	

#### ●消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:千円、%)

□ 八	令和2年	3月期	令和3年3月期		
区分	金 額	構成比	金 額	構成比	
消費者ローン	5,542,573	55.24%	4,844,074	50.19%	
住宅ローン	4,489,367	44.75%	4,805,842	49.80%	
슴 計	10,031,940	100.00%	9,649,916	100.00%	

## ●貸出金担保別残高

(単位: 千田 %)

		(-	<u> </u>		
<b>反</b> 八	令和2年	3月期	令和3年3月期		
区分	金 額	構成比	金 額	構成比	
当組合預金積金	315,226	1.26%	256,404	0.82%	
不 動 産	15,714,210	62.89%	21,514,848	69.27%	
小計	16,029,437	64.15%	21,771,252	70.09%	
信用保証協会·信用保険	50,619	0.20%	1,135,638	3.65%	
保 証	3,552,165	14.21%	3,467,596	11.16%	
信 用	5,354,465	21.42%	4,684,068	15.08%	
슴 計	24,986,687	100.00%	31,058,557	100.00%	

## ●債務保証見返担保別残高

(単位:千円、%)

区分		令和2年3月期			令和3年3月期			
		金	額	構成比	金	額	構成比	
不	動	産		1,145	39.14%		676	30.61%
信		用		1,779	60.82%		1,531	69.33%
合		計		2,925	100.00%		2,208	100.00%

## ●貸倒引当金(期末残高・期中増減額)

(単位:千円)

豆 八	令和2年	3月期	令和3年	3月期
区分	期末残高	増 減 額	期末残高	増 減 額
一般貸倒引当金	461,715	84,372	548,399	86,684
個別貸倒引当金	1,236,690	△165,165	1,165,679	△ 71,011
貸倒引当金合計	1,698,405	△ 80,794	1,714,079	15,674

## ●貸出金使途別残高

(単位:千円、%)

		令和2年	E3月期	令和3年3月期		
区	分		金 額	構成比	金額	構成比
運転	資	金	10,909,275	43.66%	19,665,182	63.31%
設備	資	金	14,077,412	56.33%	11,393,374	36.68%
合		計	24,986,687	100.00%	31,058,557	100.00%

## ■職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位:千円)

区 分	令和2年3月期	令和3年3月期
職員1人当りの預金残高	535,994	576,780
職員1人当りの貸出金残高	416,444	509,156

# PPARP 2021 DISCLOSURE AND P

## ■有価証券に関する指標

●売買目的有価証券

該当なし

●満期保有目的の債券

該当なし

●子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当なし

●その他有価証券

(単位:千円)

		令和2年3月期				令和3年3月期			
	種	類	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が	地	方債	75,305	72,500	2,805	69,795	67,500	2,295	
取得原価を超えるもの	株	式		_	_	1,092	977	115	
取得原価を 但 えるもの	合	計	75,305	72,500	2,805	70,887	68,477	2,410	
貸借対照表計上額が	株	式	10,413	16,314	△5,901	11,691	15,337	△3,647	
取得原価を超えないもの	合	計	10,413	16,314	△5,901	11,691	15,337	△3,647	

<sup>(</sup>注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

#### ●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:千円)

区	分	令和2年3月期	令和3年3月期
		貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場	構 式	145,237	143,118
合	計	145,237	143,118

#### 有価証券種類別平均残高

(単位:千円、%)

	区分		令和2	2年	F3月期	令和3年3月期		
			מ	金 額	Į	構成比	金 額	構成比
	地	方	債	76,16	1	31.45%	71,170	30.58%
	株		式	165,979	9	68.54%	161,535	69.41%
	合		計	242,140	)	100.00%	232,706	100.00%

## ●有価証券種類別残存期間別残高

(単位:千円)

							##### ~ <del>***</del> . !	
	区	分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合 計
+Jh	七隼	令和 2 年3月期	7,805	20,000	25,000	22,500	_	75,305
地方債	刀 頂	令和3年3月期	7,295	20,000	25,000	17,500	_	69,795
株	式	令和 2 年3月期	_	_	_	_	155,650	155,650
休	工	令和 3 年3月期	_	_	_	_	155,901	155,901
合	計	令和 2 年3月期	7,805	20,000	25,000	22,500	155,650	230,955
	ōΙ	令和 3 年3月期	7,295	20,000	25,000	17,500	155,901	225,696

## ■その他の指標

## ●預貸率及び預証率

区	分 令和2年3月期		令和3年3月期
75 43 <del>**</del> *	期 末	77.69%	88.27%
預貸率	期中平均	70.49%	81.07%
預証率	期 末	0.71%	0.64%
月 証 李	期中平均	0.75%	0.68%

#### ●組合員の推移

区	分	令和2年3月期	令和3年3月期
個	人	54,076人	53,595人
法	人	1,757人	1,780人
合	計	55,833人	55,375人

#### ●当組合の子会社

該当なし

<sup>2.</sup> 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

#### ●業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

	科 目	令和2年3月期	令和3年3月期
	資金運用収益	818,154	823,946
	資金調達費用	34,614	40,927
資	金運用収支	783,540	783,019
	役務取引等収益	25,949	38,634
	役務取引等費用	75,052	69,272
役	務取引等収支	△ 49,103	△ 30,637
	その他業務収益	12,425	7,861
	その他業務費用	2,563	2,260
その	の他の業務収支	9,861	5,601
業	務 粗 利 益	744,298	757,982
業	務粗利益率	1.97%	1.56%
業	務 純 益	82,944	91,887
実	質 業 務 純 益	167,316	178,571
	ア業務純益	167,316	178,571
コア業	務純益(投資信託解約損益を除く)	167,316	178,571

#### ●資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位:千円、%)

_									- IX · I I J · /0,
	科		∄	期	別	平均残高	利!	息	利回り
乲	金運	3 <b>41</b> 11	H.ф	令和 2	年3月期	37,597,361	818	,154	2.17%
貝	亚廷	洲世	训化	令和 3	年3月期	48,496,624	823	,946	1.69%
	う		5	令和 2	年3月期	22,552,746	789	,575	3.50%
	貸	出	金	令和 3	年3月期	27,618,155	788	,539	2.85%
	う		5	令和 2	年3月期	14,583,253	18,	,418	0.12%
	預	け	金	令和 3	年3月期	20,426,535	25	,123	0.12%
	う		5	令和 2	年3月期	242,140	4.	,576	1.88%
	有	面証	券	令和 3	年3月期	232,706	4,	,753	2.04%
淴	۰	小去旨	H	令和 2	年3月期	34,269,448	34	,614	0.10%
貝	金調		助止	令和 3	年3月期	45,413,308	40,	,927	0.09%
	う		5	令和 2	年3月期	31,993,459	32	,278	0.10%
	預:	金積	金	令和 3	年3月期	34,062,875	30,	,830	0.09%
	う		5	令和 2	年3月期	2,275,956	2,	,335	0.10%
	借	入	金	令和 3	年3月期	11,350,410	10.	,096	0.08%

#### ●経費の内訳

(単位:千円)

	科		E	1		令和2年3月期	令和3年3月期
人		件			費	328,985	328,829
報	酬	給	料	手	当	269,218	267,509
退	職	給	付	費	用	23,129	23,511
そ		σ.	)		他	36,637	37,808
物		件			費	240,488	242,503
事		矜	5		費	116,306	113,129
固	定	貨	£ .	産	費	58,519	57,092
事		業	ŧ		費	12,122	10,701
人	事	厚	2	生	費	5,964	12,671
預	金	份	R	<u>険</u>	料	10,481	9,944
減	価	償		却	費	37,093	38,963
そ		σ.	)		他	_	_
税					金	7,508	8,078
合				計		576,982	579,411

#### ●総資産利益率

区 分	令和2年3月期	令和3年3月期
総資産経常利益率	0.26%	0.20%
総資産当期純利益率	0.47%	0.33%

#### 資金利鞘等

区 分	令和2年3月期	令和3年3月期
資金運用利回(A)	2.17%	1.69%
資金調達原価率(B)	1.78%	1.36%
総資金利鞘(A)-(B)	0.39%	0.33%

## ●その他業務収益の内訳

(単位:千円)

項 目	令和2年3月期	令和3年3月期
その他の業務収益	12,425	7,861
合計	12,425	7,861

## ●役務取引の状況

(単位: 千田)

- 1233-1231-2170B		(単位・十円)
科 目	令和2年3月期	令和3年3月期
役務取引等収益	25,949	38,634
受入為替手数料	5,226	5,659
その他の受入手数料	20,722	32,975
役務取引等費用	75,052	69,272
支払為替手数料	6,477	6,435
その他の支払手数料	60,078	54,340
その他の役務取引等費用	8,496	8,496

## ●その他業務

○代理貸付残高の内訳

(単位:千円)

区 分	令和2年3月期	令和3年3月期
全国信用協同組合連合会	1,145	676
(株)日本政策金融公庫	8,897	7,656
住宅金融支援機構	27,022	24,217
合 計	37,065	32,551

## ●受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

科 目	令和2年3月期	令和3年3月期
受取利息の増減	13,285	5,792
支払利息の増減	△ 8,487	6,313

## ○内国為替取扱実績

(単位:百万円)

		令和2年	∓3月期	令和3年3月期		
	2	<b>三</b> 分	件 数	金 額	件 数	金 額
送金		他の金融機関向け	6,282件	12,307	6,480件	14,936
振立	λ	他の金融機関から	13,489件	7,689	13,976件	9,895
代金	£	他の金融機関向け	53件	119	54件	122
取工	I	他の金融機関から	0件	0	0件	0

## 店舗・営業地区一覧

## 当組合の営業地区は長崎県内全域です。



## 営業店舗

〒857-0804

佐世保市松川町1-19 **☎**0956-25-1105

南支店

〒857-0841

佐世保市大宮町41-43 ☎0956-31-2701

大野支店

〒857-0136 佐世保市田原町16-44 ☎0956-49-3121

早岐支店

〒859-3215

佐世保市早岐1丁目14-22 ☎0956-38-4031

佐々支店

〒857-0311

北松浦郡佐々町本田原免84-1 ☎0956-62-2118

大村支店

〒856-0822 大村市古町2丁目517-1 ☎0957-54-1155

部

〒857-0804 佐世保市松川町1-19 **2**0956-23-2111

#### 店舗外キャッシュコーナ

- ・佐世保市下京町9-12
- ・平戸市新町59-1
- ・東彼杵郡波佐見町井石郷2248-1

## 主要な事業の内容

#### A:預金業務

(イ) 預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、 別段預金、納税準備預金、定期預金、定期積金

(イ) 貸付

手形貸付、証書貸付、当座貸越

(ロ) 手形の割引 商業手形の割引 C:商品有価証券売買業務

取り扱っておりません。

D:有価証券投資業務 E:内国為替業務

送金為替・振込及び代金取立等

F:外国為替業務

取り扱っておりません。

G:社債受託及び登録業務 取り扱っておりません。

H: 金融先物取引等の受託等業務 取り扱っておりません。

#### I:付帯業務

- (イ) 債務の保証業務
- (ロ) 有価証券の貸付業務
- (ハ) 代理業務

全国信用協同組合連合会 株式会社日本政策金融公庫 株式会社商工組合中央金庫 独立行政法人住宅金融支援機構 雇用·能力開発機構等

- (二) 地方公共団体の公金収納事務
- (ホ) 払込金の受入証明事務
- (へ) 保護預り業務
- (ト) 信託業務の代理又は媒介 オリックス銀行株式会社

## 手数料一覧 (表示金額はいずれも消費税が含まれています)

手 数 料 名 取扱単位等 組合員 当座小切手帳 1冊(50枚綴り) 1.100 約束手形帳 1冊(50枚綴り 3,300 キャッシュカード発行 1,650 ローンカード発行 1枚 1,650 1,650 1.100 通帳·証書 再発行 1 # 1.100 1枚につき 550 自己宛小切手発行手数料 組合依頼分 無料 無料 550 残高証明書(預金・融資) 1通 550 550 550 支払利息証明書 1 通 組合制定外帳票での証明書 1 涌 1.100 1.100 返済予定表再発行

項目	手 数 料 名	取扱単位等	金額(円)		
e	于 蚁 科 凸	以 放 年 位 寺	組合員	一般	
	証書貸付約定変更契約手数料 (法的変更は除く)	1回につき	1.100	-	
融	融資一部繰上げ返済(消費性は無料)	1件につき	11.000	-	
資	不動産担保事務取扱手数料 (1.000万円以上) 注1	1件につき	55.000	-	
関	不動産担保事務取扱手数料 (1.000万円未満) 注1	1件につき	22,000	-	
係	不動産担保事務取扱手数料 (極度の増額)	1 件につき	22.000	-	
	動産譲渡担保事務取扱手数料	1件につき	55.000	-	

注1 追加設定の手数料は不要

#### ATM手数料(当組合ATMをご利用の場合) 金額(円)

	, ,,,,,,,			
	ご利用時間帯	当組合 カード利用	当組合以外 しんくみお得 ねっとカード	トのカード その他
平 日	9:00~18:00	無料	無料 注2	110
土曜日	9:00~14:00	無料	無料 注2	110
工唯日	14:00~17:00	無料	220	220
日/祝日	<ul><li>日・祝祭日及び正月3ヶ日のATMはお休みです。</li></ul>			

注2 出金取引のみです。入金はその他と同様の手数料となります。

#### A T M手数料(他行ATMをご利用の場合)

他行ATMを利用し当組合カードで入出金される場合は、365日利用 できますが、ご利用時間帯や手数料については利用される金融機関の取 以決めによります。但し他行ATMを利用された場合の手数料は、組合員 及びそのご家族様に限り全額返戻いたします。

#### 令和3年7月1日 現在

_		_				
項目	手 数 料 名		Ho+	及単位等	金額	(円)
Ħ	于 蚁 科 <b>石</b>		拟	X半世寺	組合員	一般
			阜	5万円未満	無料	220
		李	自店宛	5万円以上	220	440
	振込手数料(窓口扱い)	本支店	他店宛	5万円未満	330	330
	郷込士 数料(心口扱い)		佐宛	5万円以上	330	550
		他行	電信	5万円未満	660	660
		行	扱い	5万円以上	660	880
	₩ ∧ + ₩L₩N	本3	支店		660	880
為	送金手数料	他	行		660	880
		本支店	自加	吉宛	220	440
替		居	他店宛		220	440
	代金取立手数料	他	同地	扱(佐世保交換)	220	440
関			艓	至急扱い	1,100	1.320
		行	扱い	普通扱い	1,100	1.320
係		振込	λ·j	送金の組戻料		
DK	その他の手数料	取立手形組戻料		1.100	4 000	
	ての他の子数料	取立手形店頭呈示料			1,100	1.320
		不》	度手	形返却料		
		*	支店	5万円未満	55	110
	振込手数料(ATM扱い)	43	×/Ö	5万円以上	110	220
	NIXETEXATION I IVIDICI)	他	行	5万円未満	330	440
		1B	-1 J	5万円以上	440	660

	項目	手 数 料 名	取扱単位等	金額	(円)
ı	Ê	于 蚁 科 省	以	組合員	一般
	/#	取引履歴紹介(預金・貸出金)	1枚	550	550
	個人情報	お名前、ご住所、生年月日、性別、 電話番号、勤務先情報	1枚	550	550
	情報開示請求	ご利用なさっているサービスの 種類に関する情報	1枚	550	550
	K	その他の情報	1枚	550	550

項	工业业	手数料名 合計枚数		金額(円)		
É	于 蚁 科 · 凸	(紙幣・硬貨)	組合員	一般		
×		1~100枚まで	無料	無料		
Ď	の 窓口両替手数料	101~1,000まで	1,100	1,100		
他		1.001枚以上	2,200	2,200		

- 注3 以後1,000枚増加ごとに1,100円加算されます。
  ・ ご希望の両替、金種指定払いの金種に対応できない場合もございます。
  ・ 組名担当者が枚数を確認した後に両替・入金を取りやめる場合も手数料を
  いただきます。
  ・ ご入金・お振込等を複数に分けてご依頼される場合など、実質的に、同一のお取扱となる際は、合計の枚数に応じた手数料になります。
  ・ お支払伝票が複数枚ある場合は、同一名義のものを合質してお取扱枚数を 算出します。

## 開示項目一覧

各開示項目は、下記のページに記載しております。

なお、\*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です

開 示 項 目		記載ページ
【ごあいさつ】 【概況・組織に関する事項】		
1 経営理念、経営姿勢、行動基準、人事理念		1
2 事業の組織	*	1
3 役員一覧(理事及び監事の氏名及び役職名) 4 店舗一覧(事務所の名称及び所在地)	*	28
5 信用協同組合代理業者に関する事項	*	該当なし
6 店舗外自動機器設置状況		28
7 営業地区一覧 8 組合員数		28
9 子会社の状況		該当なし
【主要な事業の内容】		00
1 主要な事業の内容 【主要な事業に関する事項】	*	28
1 事業の概況	*	2
2 経常収益	*	24
3 経常利益又は経常損失 4 当期純利益又は当期純損失	*	24
5 出資総額及び出資総口数	*	24
6 純資産額	*	24
7 総資産額       8 預金積金残高	*	24
9 貸出金残高	*	24
10 有価証券残高	*	24
11 単体自己資本比率	*	24
12 出資に対する配当金 13 職員数	*	24
【主要な業務の状況を示す指標】		<u> </u>
1 業務粗利益及び業務粗利益率	*	27
2 業務純益、実質業務純益、コア業務純益、コア業務純益(投資信託解約損益を除く。) 3 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	*	27 27
4 資金運用収支、役務取引等収支及びての他業務収支 4 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘		27
5 受取利息及び支払利息の増減	*	27
6 役務取引の状況		27
7 その他業務収益の内訳 8 経費の内訳		27
9 総資産経常利益率	*	27
10 総資産当期純利益率	*	27
【預金に関する指標】		
1 預金種目別平均残高(流動性預金、定期性預金及び譲渡性預金その他の預金)	*	25
2 預金者別預金残高		25
3 金利区分別定期預金残高(固定金利、変動金利及びその他の	*	25
区分ごとの残高)           4 財形貯蓄残高		取扱いなし
5 職員1人当り預金残高		25
6 1店舗当り預金残高		25
【貸出金等に関する指標】	*	OF.
1 貸出金科目別平均残高 2 金利区分別貸出金残高(固定金利、変動金利の区分ごとの残高		25 25
3 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	*	25
4 貸出金使途別残高	*	25
5 貸出金業種別残高・構成比 6 預貸率(期末値及び期中平均)	*	25 26
7 消費者ローン・住宅ローン残高	Ė	25
8 代理貸付残高の内訳		27
9 職員1人当り貸出金残高		25
10 1店舗当り貸出金残高 【有価証券に関する指標】		25
1 商品有価証券の種類別平均残高	*	取扱いなし
2 有価証券の種類別の残存期間別残高	*	26
3 有価証券の種類別の平均残高 4 預証率(期末値及び期中平均)	*	26 26
【事業の運営に関する事項】		20
1 リスク管理の体制	*	4,5
2 法令遵守の体制 【財産の状況に関する事項】	*	10
1 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	*	12, 13, 14
2 リスク管理債権及び同債権に対する保全額	*	15
3 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	*	15
4 有価証券、金銭の信託等の評価 5 外貨建資産残高	*	<u>26</u> 取扱いなし
6 オフバランス取引の状況		取扱いなし
7 先物取引の時価情報		取扱いなし
8 オプション取引の時価情報 9 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	*	取扱いなし 25
10 貸出金償却の額	*	25
11 内部監査有効性の確認		15
12 会計監査法人による監査	*	該当なし
【自己資本の充実の状況】 1 定性的な開示事項	*	
(1) 自己資本調達手段の概要	*	18
(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	*	18
(3) 信用リスクに関する事項 ① リスク管理の方針及び手続の概要	*	20
② 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項	*	20
a リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の	*	20
名称	4.	20

開示項目		
		記載ページ
b エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判 定に使用する適格格付機関等の名称	*	20
(4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続 の概要	*	21
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスク に関するリスク管理の方針及び手続の概要	*	21
(6) 証券化エクスポージャーのリスクに関するリスク管理の 方針及び手続の概要	*	該当なし
(7) オペレーショナルリスクに関する事項	*	5
① リスク管理の方針及び手続の概要	*	5
<ul><li>② オペレーショナルリスク相当額の算出に使用する手 法の名称</li></ul>	本	18
(8) 出資等エクスポージャー又は株式等エクスポージャーに 関するリスク管理の方針及び手続の概要	*	22
(9) 金利リスクに関する事項	*	22
① リスク管理の方針及び手続の概要	*	4
② 信用協同組合等が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要	*	22
2 定量的な開示事項 (1) 内コペナの様式に関する事項	*	16.10
(1) 自己資本の構成に関する事項 (2) 自己資本の充実度に関する事項	*	16, 17 18
(2) 自己資本の充実度に関する事項 ① 信用リスクに対する所要自己資本の額及びポートフォ		
リオごとの額 a 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的	*	18
手法が複数のポートフォリオに適用される場合にお ける適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	*	18
	*	該当なし
② オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額	*	- 該当なし 18
及び使用する手法ごとの額 ③ 単体自己資本比率の分母の額に四パーセントを乗じた額	*	18
(3) 信用リスク(証券化エクスポージャーを除く。)に関する		
事項	*	19
① 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び エクスポージャーの主な種類別の内訳	*	19
② 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポー	*	19
ジャーの主な種類別の内訳		
a 業種別	*	19
b 残存期間別	*	19
③ 業種別の三月以上延滞エクスポージャーの期末残高	*	19
④ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中 の増減額	*	19
業種別の個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額及び貸出金償却の額及び貸出金償却の額     「「「「「「「「「「」」」」     「「」」     「「」」     「「」」     「「」」     「「」」     「「」」     「「」」     「「」」     「「」」     「「」」     「「」」     「「」」     「「」」     「」     「「」     「「」」     「「」      「「」      「「      「「      「「      「	*	20
⑥ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、 リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の 効果を勘案した後の残高並びに資本控除した額	*	20
(4) 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項  ① 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポー	*	21
トフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法 が適用されたエクスポージャーの額	*	21
	*	21
② 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォ リオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適	<u> </u>	21
用されたエクスポージャーの額 (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスク	*	   該当なし
に関する事項	*	該当なし
(D) = F-748   /7 / J - \ / S -   F-1   F-1   A - C - C - C - C - C - C - C - C - C -	*	<u>談当なし</u> 22
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項 (7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	1	22
(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	*	22
(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 ① 貸借対照表計上額、時価	*	
(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	*	22
(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 ① 貸借対照表計上額、時価 a 上場している出資等又は株式等エクスポージャー	*	22
(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 ① 貸借対照表計上額、時価 a 上場している出資等又は株式等エクスポージャー b 上記aに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー ② 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	* *	22
<ul> <li>(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項</li> <li>① 貸借対照表計上額、時価         <ul> <li>a 上場している出資等又は株式等エクスポージャー</li> <li>b 上記るに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー</li> </ul> </li> <li>② 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額</li> </ul>	* * *	22
(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 ① 貸借対照表計上額、時価 a 上場している出資等又は株式等エクスポージャー b 上記4に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー ② 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 ③ 賃借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 ④ 賃借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	* * * *	22 22 該当なし
(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 ① 貸借対照表計上額、時価 a 上場している出資等又は株式等エクスポージャー b 上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー ② 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に供う損益の額 ③ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 ④ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (8) 金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	* * *	22
(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 ① 貸借対照表計上額、時価 a 上場している出資等又は株式等エクスポージャー b 上記aに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー ② 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 ③ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 ④ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (8) 金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額【その他の業務】	* * * *	22 22 該当なし
(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 ① 貸借対照表計上額、時価 a 上場している出資等又は株式等エクスポージャー b 上記aに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー ② 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 ③ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 ④ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 ⑧ 金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額 【その他の業務】 1 内国為替取扱実績	* * * *	22 22 該当なし 22
(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 ① 貸借対照表計上額、時価 a 上場している出資等又は株式等エクスポージャー b 上記aに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー ② 出資等又は株式等エクスポージャー ② 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 ③ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 ④ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (8) 金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額 【その他の業務】 1 内国為替取扱実績 2 外国為替取扱実績	* * * *	22 22 該当なし 22
(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 ① 貸借対照表計上額、時価 a 上場している出資等又は株式等エクスポージャー b 上記aに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー ② 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 ③ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 ④ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (8) 金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額 【その他の業務】 1 内国為替取扱実績 2 外国為替取扱実績 3 公社債窓販実績 4 公社債引受額	* * * *	22 22 該当なし 22 27 取扱いなし 取扱いなし 取扱いなし
(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 ① 貸借対照表計上額、時価 a 上場している出資等又は株式等エクスポージャー b 上記aに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー ② 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 ③ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 ④ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 ⑥ 金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額【その他の業務】 1 内国為替取扱実績 2 外国為替取扱実績 3 公社債引受額 5 手数料一覧	* * * *	22 22 該当なし 22 27 取扱いなし 取扱いなし
(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 ① 貸借対照表計上額、時価 a 上場している出資等又は株式等エクスポージャー b 上記aに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー ② 出資等又は株式等エクスポージャー ② 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 ③ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 ④ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (8) 金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額 【その他の業務】 1 内国為替取扱実績 2 外国為替取扱実績 3 公社債窓販実績 4 公社債引受額 5 手数料一覧 【その他】	* * * *	22 22 該当なし 22 27 取扱いなし 取扱いなし 取扱いなし 28
(?) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 ① 貸借対照表計上額、時価 a 上場している出資等又は株式等エクスポージャー b 上記aに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー ② 出資等又は株式等エクスポージャー ② 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 ③ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 ④ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (8) 金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額 【その他の業務】 1 内国為替取扱実績 2 外国為替取扱実績 3 公社債窓販実績 4 公社債引受額 5 手数料一覧 【その他】	* * * *	22 22 該当なし 22 27 取扱いなし 取扱いなし 取扱いなし 28
(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 ① 貸借対照表計上額、時価 a 上場している出資等又は株式等エクスポージャー b 上記aに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー ② 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 ③ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 ④ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (8) 金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額 【その他の業務】 1 内国為替取扱実績 2 外国為替取扱実績 3 公社債密販実績 4 公社債引受額 5 手数料一覧 【その他】 1 トピックス 2 沿革・歩み	* * * * * *	22 22 該当なし 22 27 取扱いなし 取扱いなし 取扱いなし 取扱いなし 28
(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 ① 貸借対照表計上額、時価 a 上場している出資等又は株式等エクスポージャー b 上記aに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー ② 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 ③ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 ④ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 ⑥ 金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額 【その他の業務】 1 内国為替取扱実績 2 外国為替取扱実績 3 公社債窓販実績 4 公社債引受額 5 手数料一覧 【その他】 1 トピックス 2 沿革・歩み 3 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	* * * * * *	22 22 該当なし 22 27 取扱いなし 取扱いなし 取扱いなし 28 1 1 6.7
(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 ① 貸借対照表計上額、時価 a 上場している出資等又は株式等エクスポージャー b 上記aに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー ② 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 ③ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 ④ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 ⑧ 金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額 【その他の業務】 1 内国為替取扱実績 2 外国為替取扱実績 2 外国為替取扱実績 3 公社債部受額 5 手数料一覧 【その他】 1 トピックス 2 沿革・歩み 3 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 4 個人情報保護宣言	* * * * * *	22 22 該当なし 22 取扱いなし 取扱いなし 取扱いなし 28 1 1 6.7 8
(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 ① 貸借対照表計上額、時価 a 上場している出資等又は株式等エクスポージャー b 上記aに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー ② 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 ③ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 ④ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (8) 金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額 【その他の業務】 1 内国為替取扱実績 2 外国為替取扱実績 3 公社價部販実績 4 公社債引受額 5 手数料一覧 【その他】 1 トピックス 2 沿革・歩み 3 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 4 個人情報保護宣言 5 総代会等に関する情報開示	* * * * * *	22 22 該当なし 22 取扱いなし 取扱いなし 取扱いなし 28 1 1 6,7 8 8 3
(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 ① 貸借対照表計上額、時価 a 上場している出資等又は株式等エクスポージャー b 上記るに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー ② 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 ③ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 ④ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 ⑥ 金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額 【その他の業務】 1 内国為替取扱実績 2 外国為替取扱実績 3 公社債窓販実績 4 公社債別受額 5 手数料一覧 【その他】 1 トピックス 2 沿革・歩み 3 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 4 個人情報保護宣言 5 総代会等に関する情報開示 6 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 7 報酬体系について	* * * * * * *	22 22 該当なし 22 取扱いなし 取扱いなし 取扱いなし 取扱いなし 28 1 1 6.7 8 3 10 23
(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 ① 貸借対照表計上額、時価 a 上場している出資等又は株式等エクスポージャー b 上記記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー ② 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 ③ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 ④ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 ④ 負借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (8) 金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額 【その他の業務】 1 内国為替取扱実績 3 公社債密販実績 4 公社債引受額 5 手数料一覧 【その他】 1 トピックス 2 沿革・歩み 3 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 4 個人情報保護宣言 5 総代会等に関する情報開示 6 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	* * * * * * *	22 22 該当なし 22 取扱いなし 取扱いなし 取扱いなし 28 1 1 6、7 8 3 10





